

平成 21 年度 市政懇談会（口之津地区）会議録

□期 日：平成 21 年 4 月 20 日（月） 13：30～15：20

□場 所：口之津公民館 講堂

□出席者数：25 人

質疑内容	回 答	回答者
<p>自治会でも空家が増え、今にも崩れてしまいそうな家や白蟻の巣になっている家等が増えている。市として対策はないか。 (東大泊自治会)</p>	<p>空き家対策は、個人財産とのかかわりが出てきて、難しい問題であります。市では、地域住民の皆様から危険であるとの相談があった場合は、建築物の所有者を調査し、相手方に維持保全のお願いをしたり、遠方の場合などは通知を出して改善のお願いをしています。市としても、現時点ではこれ以上の対応は容易ではなく、苦慮しているところです。</p> <p>改善が見られず、通行人などに危険が及ぶと思われる場合は、危険エリアにポールを設置するなどの対応を行います。</p>	総務部長
	<p>全市に同様な問題があります。個人財産だから行政で対応ができないということではなく。どこまで、どうできるのか至急対応をさせたいと思います。</p> <p>【回答】 現在、関係課でその対応を協議しています。</p>	市 長
<p>大屋地区は無線放送の聞こえない地区が多い。至急善処願いたい。その計画は。 (木之崎自治会)</p>	<p>大屋地区の防災行政無線を調査した結果、故障して音声の出ていない屋外子局があることが判明した。現在、修理の手続きを取っています。</p>	総務部長
<p>市役所の役目に付いて 経費節減で市役所がスリム化は結構な事と思いますが、そのことで住民が不便であってはならないと思う。担当者が休みだと出直さなければならない。それが金曜日は2日待たなければならない。市民に不便をかけないよう、応対だけでもできるように横のコミュニケーションが欲しい。 (久木山西自治会)</p>	<p>現在、支所では、少人数でさまざまな窓口業務や受付業務に対応する必要があるため、職員相互で連携して業務に当るようにしており、支所の基本的な業務については、1人の職員が不在であっても他の職員が対応できるようにしています。</p> <p>また、相談の内容などで支所で分からないような場合は、本庁に引き継いで対応するようにしており、このような体制づくりをしておりますので、ご理解ください。</p>	市 長

<p>自治会に関連する南島原市の交付金規則や補助金交付要綱等について、全ての制度を資料に基づき知らせしてほしい。</p> <p>(港町自治会)</p>	<p>自治会に関連する補助金等については、「協働のまちづくり自治会活動補助金」、「協働のまちづくり自治会統合事業補助金」「自治会集会所設置事業費補助金」、「防犯灯設置補助金」の4点です</p> <p>この後開催する自治会長・納税組合長会議において、概要を説明する予定です。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>自治会公民館の修繕に30万円以上かかる場合は、自治会集会所設置事業費補助金があることを聞いたが、前年度の8月末までに申請をしなければならない。そういう補助金の事前の周知をしていただきたい。</p> <p>(港町自治会)</p>	<p>制度の周知は、十分周知徹底を図っていきたいと思います。</p> <p>個々に計画を持っている自治会については、相談していただきたい。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>アパート、借家等に未届入居者がいる。個人情報やプライバシーの問題もあるが、もし犯罪が発生した場合、自治会長の責任及び立場は。</p> <p>古い借家など、入居者が少ないため安易に貸すのでは。</p> <p>(角屋自治会)</p>	<p>転居届等の提出は、あくまで届出人の義務となっており、犯罪等が懸念されるような場合には警察署に相談ください。万が一、犯罪等の発生するような事態が起こった場合について、自治会長さんには何ら責任は発生しないと判断しております。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>自治会活動に補助金・助成金等、防犯灯器具の取り替え等、一覧表は出せないか。</p> <p>(公民館修理は何ヶ月前に申請書提出など)</p> <p>(角屋自治会)</p>	<p>自治会に係る補助金等の内容や補助金額、申請時期、申請方法等の一覧という意味であれば、作成して配布します。</p> <p>【回答】</p> <p>7月31日の自治会配布時に、自治会長宛配布します。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>税滞納者への対応について</p> <p>昨年、適切に対応していくとの回答があったが、効果が見られない。毎年、同じ人の名前がある。</p> <p>① その者への対処の内容をもっと詳しく説明を</p> <p>② 市全体の滞納額は</p> <p>③市有財産(土地・備品等)売渡しの際考慮しているのか。</p> <p>(木之崎自治会)</p>	<p>①滞納者への対応は、毎年5月に滞納者を呼び出して納税相談を実施しています。</p> <p>日常的な臨戸徴収に加えて、8月と12月には、全滞納者を対象に税務課全職員と支所の税務担当職員で一斉徴収を行っております。</p> <p>また、平成21年度には、「長崎県地方税回収機構」が設立され、地方税回収機構と協働して収納率の向上を図っていきます。</p> <p>なお、差押件数は、平成19年度には57件、平成20年度は、111件実施しております。</p> <p>②市税の滞納額は平成19年度決算で816,889,267円(現年度分227,986,311円、過年度分588,902,956円)です。</p>	<p>市民生活部長</p>

	③市有財産を売り渡す場合、市の規程に基づき対応しており、特殊な事情等については、考慮する場合も考えられるかと思えます。	総務部長
○未納者リストを見てその多さに驚いている。未納者・滞納者へはどのような対応がなされているのか。 また、支払能力があるのに滞納している人もいるようだが、税負担の公平性及び市の財政の健全化の面からも大問題である。早急かつ厳しい対応（差押等）が必要と思われるが。 (貝瀬自治会)	税負担の公平性が課題であり、税の滞納を少なくすることを、職員一丸となって取り組んでいます。今後も、地方税回収機構と一緒に収納率の向上を図ります。	市民生活部長
○市税務課に徴収について具体的な徴収方法を聞きたい。 (東自治会)		
貝瀬公民館及び駐車場の土地は、地主（2戸）より借り受け利用している。合併後、固定資産税が課されたため、自治会の負担が増大した。一方、自治会活動補助金は、従来に比べて約38%の減額となり、大幅な支出の見直しを迫られている。 公民館活動等公的な活動に利用される土地に対しては、固定資産税の免除、減額等の措置をお願いしたい。 (貝瀬自治会)	固定資産税の減免は、公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）となっており、自治会公民館は、その敷地が有料で借り受け使用しているため、減免の対象となりません。	市民生活部長
税金未納者表は、2月末、3月には通知をお願いします。 (角屋自治会)	未納者リストは、1月、2月、3月の中旬頃までには納税組合長に送付しているので、納税の推進にご活用をお願いします。	市民生活部長
国民健康保険は、相互扶助の制度でありながら特別な事情がないのに国民健康保険税を納めないでいる者がいる。納期限から1年を経過の措置、納期限から1年半を経過の措置を適用されるよう要望する。自治会への補助金も納税率により決定されるので、お願いしたい。(港町自治会)	国民健康保険税の未納者については、毎年5月に呼び出して納税相談を実施している。納税誓約を締結しない人や納税誓約をしても履行されない人は、短期被保険者証や資格証明書を発行しています。短期被保険者証は559件、資格証明書は58件です。	市民生活部長
ごみステーション収集について ①老人等運べない世帯についての対応は。 ②住居兼店舗の世帯はごみの量が多い	①高齢者等でゴミステーションまでの運搬が困難な人は、近隣の皆様での協力体制をお願いするとともに、それでも難しい場合は、自治会長と協議の上、戸別に収集を行	市民生活部長

<p>ため、自費でステーションを購入して設置、収集願いたいが可能かまたその費用は。</p> <p>(木之崎自治会)</p>	<p>いたいと考えています。</p> <p>②住居兼店舗の世帯については、自費で購入されたゴミステーションが自治会内の共有施設と使用される際は収集を行います。</p>	
<p>ゴミステーションの件</p> <p>昨年の市政懇談会では口之津町は平成21年度取り付けるとの話でしたが、その後どうなっているのか。</p> <p>(東大泊自治会)</p>	<p>口之津地区のゴミステーションは、今年度、設置を計画しています。</p> <p>具体的には、提出された申請書に基づき、5月から7月にかけて自治会長立会いの下、現地確認を行い、12月までにはゴミステーションの設置を完了するよう計画しています。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>ゴミステーションについて</p> <p>各自治会の申請場所が適当か市の担当者が確認することだったが、いまだに実施されていない。また、取り付けるための費用をどうするのか。</p> <p>設置したとき、次のことはどのように対処するのか。</p> <p>①維持管理の問題 ②怪我したときの問題 ③責任の問題 ④将来的には資源ごみや不燃物もステーション方式に移行する計画があるのか。</p> <p>(久木山西自治会)</p>	<p>① 維持管理の問題について ゴミステーションの維持管理は自治会にお願いすることになります。</p> <p>② 怪我したときの問題について 状況により判断する必要があるが、事故等に備えた保険に市で加入します。</p> <p>③ 責任の問題について 個々の状況により判断する必要があると思います。</p> <p>④ごみ収集体制の見直し計画について 効率的でかつ、利便性のよいごみ収集体制の構築は、市民のご意見を聞きながら検討していきたいと考えています。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>早く設置場所が決まれば、維持管理や設置個数、場所次第では道路の使用申請等が必要になるので、そのことを自治会で協議をすることができる。(久木山西自治会)</p>	<p>5月には早急に現場確認をさせ、協議が必要な事項は、改めて自治会長さんにご相談します。</p> <p>【回答】</p> <p>口之津地区は、6月より現地確認を実施します。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>口之津地区でのゴミステーション設置計画の進捗状況について</p> <p>①いつから現地調査は始まるのか。</p> <p>②市道や国道の法面へのごみステーション設置は許可されないのか。</p> <p>③ゴミステーション方式に反対のところがあると聞いたが、その場合、その地区のごみ収集は引き続き、従来の戸別収集方式でやるのか。</p> <p>(貝瀬自治会)</p>	<p>①5月から7月にかけて自治会長立会いの下、現地確認を行います。</p> <p>②ゴミステーションの設置場所は、ステーションを設置しても道路交通上支障のない場所をお願いしたが、地域の事情により国道、市道の法面等への設置が必要となる箇所は、環境課で取りまとめて関係部署と協議を行います。</p> <p>③地域の事情により、ゴミステーションへの移行が済んでいない地区は、従来どおり戸別</p>	<p>市民生活部長</p>

	収集を行っていますが、今後ともゴミステーションへの移行をお願いしていきます。	
<p>新聞に「復旧困難農地 10 万ヘクタール進む原野化・九州は最大」との見出しが出ていたが、今の農業委員会規則で、田畑を 4 反以上持っていないと売買が出来ないらしいが、田舎に帰って農業をやりたいという人がいると思うので、農業委員会の見直しをする時期が来ているのではないかと。 (東大泊自治会)</p>	<p>農地を借りたい、買い受けしようとする場合は、農地の権利取得後の経営面積が一定基準ないと許可できないと農地法第 3 条第 2 項に規定されており、経営面積は、通常「下限面積」といわれ、国の許可を受けて県が定めている。また、特区という形で、離島などで U I J ターンによる定住人口を増やすため、下限面積の撤廃が規制緩和措置として指定されています。</p> <p>農業への新規参入については、国、県等でさまざまな支援策が講じられており、農業委員会と農林課が一体となり、農地の永続的な有効利用を念頭に、新規参入を希望される人たちの相談に応じたいと考えています。</p>	農業委員会事務局長
	<p>農地法については以前から問題があることを感じている。</p> <p>その結果が、耕作放棄地が半数になって、自給率が 40% を切っている。今後、農業をどう守っていくか。微力ながら国へ働きかけていきたい。</p>	市長
<p>①貝瀬川(二級河川)の堆積土砂の撤去をお願いしたい。</p> <p>②旧県道(貝瀬川下流、大久保商店近く)に架かる貝瀬橋の欄干の破損箇所の補修をお願いしたい。 (貝瀬自治会)</p>	<p>①貝瀬川についても、平成 18 年度に地元要望を受け県へ要望書を提出しており、市からも要望していますが、現在まで実施されておりません。今年度実施いただけると思います。</p> <p>【回答】 県に要望しております。</p> <p>②貝瀬橋の欄干の一部が破損し傾いており危険な状況ですので、早急に補修します。</p> <p>【回答】 修理を完了しました。</p>	建設部長
<p>貝瀬川の堰の撤去はできないか。 (貝瀬自治会)</p>	<p>土砂の堆積を防ぐには撤去したがよいが、農地用の水路があるので、現地を調査して検討したい。</p> <p>【回答】 地元と調整中です。</p>	建設部長
<p>川土手の草刈後、草を放置するためモグ</p>	<p>角屋川ですが、市側の調査ではブロック積護</p>	建設部長

<p>ラの穴と思われる穴が無数にある。川岸の石垣のふくらみなどを調査してほしい。 (角屋自治会)</p>	<p>岸の天端の土羽土手の管理道路にモグラらしきものが見受けられるが、現時点では影響は少ないと考えられる。川岸の石垣の一部に膨らみが見られるが、再度地元関係者と現地を確認させてください。 【回答】 現地を確認し、協議検討中です。</p>	
<p>開田公園横の川の草刈と清掃を今年もそれ以降も実施してもらいたい。 (真米自治会)</p>	<p>当該川は、低地のため排水状況が極めて悪く、旧町からも梅雨前に草刈・清掃が例年実施されておりました。市としては、本年度も調査を行い検討します。 【回答】 除草作業は終わりました。</p>	建設部長
<p>自治会でできるような草の量ではない。春と秋の年 2 回除草作業をやってもらいたい。 (真米自治会)</p>	<p>通常、年 1 回除草作業をやればよいと思う。状況を見て対応を考えたい。</p>	建設部長
<p>小学生が島鉄の貝瀬川にかかる鉄橋の柵を乗り越えて、対岸へ渡っているのを見かけた。安全対策を講じてほしい。 (貝瀬自治会)</p>	<p>島鉄へ鉄橋等の安全管理の徹底を申し入れているが、再度申し入れたい。 【回答】 島鉄に再度申し入れを行いました。</p>	企画振興部長
<p>市では総合賠償保障保険に加入しているが、市バレーボール協会主催の口之津町自治会親善バレーボール大会と口之津地区体育祭実行委員会主催の口之津地区体育祭でけがをした場合保険の適用が受けられるのか。 (港町自治会)</p>	<p>市が主催、共催した場合見舞金程度の保険金が支給されるが、個々の状況の確認をする必要がある。市民清掃の際に怪我をされた人に見舞金を支給した実績はあります。</p>	総務部長
<p>市長が会長になり主催する場合、市が主催するという事にはならないのか。 (港町自治会)</p>	<p>主催団体が実行委員会とか、体育協会加盟の団体が主催する場合もある。その主催する団体が、一日傷害保険に加入してもらう必要があります。</p>	教育次長
<p>①前方自治会と港町自治会に沼や水路があり、自治会の手に負えないので、今年も草刈をお願いしたい。 ② 道路が狭くゴミステーションの設置場所の確保に苦勞している。どうしても側溝上とかになる。かごを設置するのに土台を作らなければならないので、費用の負担をお願いしたい。 (前方自治会)</p>	<p>①雨水対策事業で 5 月末に草刈を実施する予定である。また、西新開雨水ポンプ場を新設し、さらなる排水対策を講じていきたいと考える。(草切実施中・5月18日～6月7日) ②ステーションの設置場所は、5月から7月にかけて自治会長と一緒に協議をします。また、自治会に設置場所がなく公的な場所に設置する場合まとめて関係部署と協議をします。設置費用については、それぞれの自治会で負担をお願いします。</p>	水道部長 市民生活部長

<p>国道や県道にはゴミステーションの設置はできないとのことだが、所有者不明の土地や島鉄の鉄道用地などの交渉は市がしてくれるのか。 (榎田自治会)</p>	<p>所有者が不明な場所は市で調べますが、交渉は自治会にお願いしたい。また、公的な場所については、市でまとめて協議したいと考えています。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>①ゴミステーションを9個申請したが、個数の追加はできるのか。 ②ゴミステーションに入りきれないゴミは収集するのか。 (久木山東自治会)</p>	<p>①5月から現地確認をするので、現場で協議をしたいと思います。 ②ゴミステーションが一杯の場合は、横に置かれたごみも収集します。</p>	<p>市民生活部長 衛生局長</p>
<p>口加高校の生徒が道路の両側を歩いている。道路が狭いので、非常に危険である。校長にも話はしたが、変わらない。 (久木山西自治会)</p>	<p>自治会長からこのような話があったことを高校に伝えます。 【回答】 懇談会終了後、口加高校に出向き、校長に伝えました。</p>	<p>教育次長</p>